21　貿易及び女性の経済的エンパワーメント（第二一章関係）
　両締約国は、自国の領域内の女性が国内経済及び世界経済に衡平に参加する機会を増大させることの重要性を認識すること、女性の能力を向上させることを目的とする協力活動を行うことを検討すること等について定める。
22　紛争解決（第二二章関係）
　協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争の解決のための手続等について定める。
23　制度に関する規定（第二三章関係）
　合同委員会の設置等について定める。
24　最終規定（第二四章関係）
　協定の改正、効力発生等について定める。
25　附属書
㈠　両締約国が実施する関税の撤廃及び削減等の対象品目、条件等について定める。（附属書二―A関係）
㈡　第二・一五条及び第二・一七条に規定する物品の表について定める。（附属書二―B関係）
㈢　自動車並びにその部品及び装置に関する国際連合規則の適用に関する各締約国の特定の約束について定める。（附属書二―C関係）
㈣　日本国の焼酎の輸出の促進に関する英国の特定の約束について定める。（附属書二―D関係）
㈤　ぶどう酒産品の輸出の促進に関する第二章第C節に規定する醸造法等について定める。（附属書二―E関係）
㈥　品目別原産地規則に定める関連する要件に関する通則等について定める。（附属書三―A関係）
㈦　非原産材料を使用して生産される産品が原産品とされるために満たすべき要件として、品目別原産地規則について定める。また、産品ごとに、満たすべき関税分類の変更、生産工程、非原産材料の最大限の割合、最小限の域内原産割合の要件その他の要件について定める。（附属書三―B関係）
㈧　第三・五条に規定する産品について定める。（附属書三―C関係）
㈨　第三・五条に規定する情報について定める。（附属書三―D関係）
㈩　原産地に関する申告文について定める。（附属書三―E関係）
㈠　食品添加物の申請及び承認手続に関する透明性及び予見可能性の重要性を認識し、食品添加物についての関連する指針を英語により入手可能なものとすることが奨励されること等を再確認し、及び約束すること等について定める。（附属書六関係）
㈡　両締約国は、両締約国間及び両締約国の金融規制当局の間の協力を促進することが一定の目的を支持するものであることを認識し、当該目的を達成するために二国間及び国際機関の場において協力すること等を定める。（附属書八―A関係）
㈢　第八章に定める義務に関する留保事項及び約束について定める。（附属書八―B関係）
㈣　入国及び一時的な滞在に関連する手続上の約束、企業内転勤者に適用される手続上の追加的な約束並びに送還及び再入国に関する協力について定める。（附属書八―C関係）
㈤　第一〇・二条に規定する政府調達協定の関連規定及び第一〇章の規定の適用を受ける調達等について定める。（附属書一〇関係）
㈥　地理的表示に関する両締約国の法令について定める。（附属書一四―A関係）
㈦　協定に基づき保護する両締約国の農産品及び酒類の地理的表示の表について定める。（附属書一四―B関係）
26　相互承認に関する議定書
　通信端末機器及び無線機器並びに電気製品の二分野に関して一方の締約国において実施される適合性評価手続の結果を、並びに化学品に係る優良試験所基準（GLP）及び医薬品に係る優良製造所基準（GMP）の二分野に関して一方の締約国において実施される施設の確認等を、それぞれ他方の締約国が受け入れるために必要な法的枠組みを定める。

条約

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定をここに公布する。

御名御璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　義偉

条約第十六号

包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定

目次

前文
第一章　総則（第一・一条―第一・九条）
第二章　物品の貿易
第A節　一般規定（第二・一条―第二・五条）
第B節　内国民待遇及び物品の市場アクセス（第二・六条―第二・二十一条）
第C節　ぶどう酒産品の輸出の促進（第二・二十二条―第二・三十条）
第D節　他の規定（第二・三十一条―第二・三十四条）
第三章　原産地規則及び原産地手続
第A節　原産地規則（第三・一条―第三・十五条）
第B節　原産地手続（第三・十六条―第三・二十六条）
第C節　雑則（第三・二十七条及び第三・二十八条）
第四章　税関に係る事項及び貿易円滑化（第四・一条―第四・十四条）
第五章　貿易上の救済
第A節　一般規定（第五・一条）
第B節　二国間セーフガード措置（第五・二条―第五・八条）
第C節　世界向けのセーフガード措置（第五・九条及び第五・十条）
第D節　ダンピング防止措置及び相殺措置（第五・十一条―第五・十五条）
第六章　衛生植物検疫措置（第六・一条―第六・十六条）
第七章　貿易の技術的障害（第七・一条―第七・十五条）
第八章　サービスの貿易、投資の自由化及び電子商取引
第A節　一般規定（第八・一条―第八・五条）
第B節　投資の自由化（第八・六条―第八・十三条）
第C節　国境を越えるサービスの貿易（第八・十四条―第八・十九条）
第D節　自然人の入国及び一時的な滞在（第八・二十条―第八・二十八条）
第E節　規制の枠組み
第一款　国内規制（第八・二十九条―第八・三十二条）
第二款　一般に適用される規定（第八・三十三条―第八・三十五条）
第三款　郵便サービス及びクーリエ・サービス（第八・三十六条―第八・四十条）
第四款　電気通信サービス（第八・四十一条―第八・五十七条）
第五款　金融サービス（第八・五十八条―第八・六十七条）
第六款　国際海上運送サービス（第八・六十八条及び第八・六十九条）
第F節　電子商取引（第八・七十条―第八・八十六条）